

公示送達書

所沢市告示 第286号

令和6年5月14日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟2階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送達すべき書類	送達を受ける者
書類の名称	住所（所在地）及び氏名（名称）